

黒埼病院 医療療養病床 保険適用分 利用料金表

一部負担の対象になるものです

●療養病棟入院料1 (20対1の看護配置・医療区分2又は3の患者割合の合計が8割以上) (※1) (※2) (※3) (1日につき)

単位：点 1点あたり10円		処置等に係る医療区分								
		ADL区分								
		3			2			1		
		3	2	1	3	2	1	3	2	1
疾患・状態 に係る 医療区分	3 (スモンを除く)	入院料1◆ 2,035	入院料2 1,980	入院料3 1,692	入院料4◆ 1,763	入院料5 1,708	入院料6 1,420	入院料7◆ 1,715	入院料8 1,660	入院料9 1,372
	2	入院料10◆ 1,902	入院料11 1,847	入院料12 1,559	入院料13◆ 1,526	入院料14 1,498	入院料15◆ 1,344	入院料16◆ 1,442	入院料17 1,414	入院料18◆ 1,260
	1	入院料19◆ 1,902	入院料20 1,847	入院料21 1,559	入院料22◆ 1,513	入院料23 1,485	入院料24◆ 1,331	入院料25◆ 1,054	入院料26◆ 1,006	入院料27 901

単位：点 1点あたり10円		ADL区分							
疾患・状態 に係る 医療区分	3			2			1		
	3 (スモンに限る)	入院料28◆ 1,834	入院料29 1,780	入院料30 1,491					

※1 65歳以上の方の入院料は上記より20点(200円)下がります。◆の付いている区分は21点(210円)下がります。
 ※2 入院中に他医療機関を受診した場合、上記金額から10%(又は40%)を控除した金額を入院料とします。
 ※3 入院中に外泊を行った場合、上記金額の15%を入院料とします。

加算等の項目(抜粋)	点数	金額(円)	備考
初診料	291	2,910	入院時(初診)
電子的診療情報連携体制整備加算3	4	40	オンライン請求等を行い入院時(初診)月1回に限り算定
褥瘡対策加算1	15	150	ベッド上の生活の多い患者様の褥瘡ケアを行った際1日につき算定
褥瘡対策加算2	5	50	褥瘡のスケール結果によって算定
看護補助・患者ケア体制充実加算3	55	550	看護補助者が規定数配置されている際算定
経腸栄養管理加算	300	3,000	経腸栄養開始後、計画的に栄養管理を行った際に7日間算定
診療録管理体制加算2	30	300	診療記録管理体制が整っている病院に入院時(初日)に算定
超重症児(者)入院診療加算	400	4,000	超重症の患者様へ入院診療を行った際に1日算定。
準超重症児(者)入院診療加算	100	1,000	準超重症の患者様へ、入院診療を行った際1日につき算定
療養病棟療養環境加算1	132	1,320	療養室の環境が整えている場合1日につき算定
データ提出加算1・3	215	2,150	1:入院時(初日)2:入院期間が90日を超える毎に1回
入退院支援加算	635	6,350	入退院時に職員が患者様や家族へ説明・調整を行った際に各1回算定
診療情報提供料(I)	250	2,500	他院向けに診療情報(紹介状)を作成・提供した際に月1回算定
退院時診療状況添付加算	200	2,000	退院時に診療状況をまとめて紹介状へ添付した際に算定
傷病手当金意見書交付料	100	1,000	医師が傷病手当金申請に必要な意見書を作成した際に算定
透視診断	110	1,100	透視による疾病、病巣の診断をした際に算定
写真診断 3	72	720	造影剤使用撮影
撮影 3 □	154	1,540	造影剤使用撮影・デジタル撮影
電子画像管理加算	66	660	(造影剤使用の場合)画像を電子化し、保存
コンピューター断層撮影(CT撮影) 1 ハ	900	9,000	CT装置で撮影した際に算定
電子画像管理加算	120	1,200	CTの画像を電子データで保存した際に算定
コンピューター断層診断	450	4,500	CT撮影後、診断を実施した際に月1回に限り算定
脳血管疾患等リハビリテーション料(II)(1単位)	200	2,000	発症などから180日までリハビリ専門職が個別リハビリを行った際に算定
	120	1,200	発症などから180日を超えリハビリ専門職が個別リハビリを行った際に算定
廃用症候群リハビリテーション料(II)(1単位)	146	1,460	診断後120日までリハビリ専門職が個別リハビリを行った際に算定
	88	880	診断後120日を超えリハビリ専門職が個別リハビリを行った際に算定
早期リハビリテーション加算	60・25	600・250	入院した日から14日間を限度として
リハビリテーション総合計画評価料1	初回	300	多職種でリハビリテーション計画書を作成した際に算定(月1回)
	2回目以降	240	
リハビリテーション総合計画評価料2	初回	240	介護保険の認定を受けている患者様へリハビリテーション計画書を作成した際に算定(月1回)
	2回目以降	196	
経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法	200	2,000	胃ろうのチューブを交換した際算定

一部負担の対象になるものです

加算等の項目(抜粋)	金額(円)	備考
入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)		「食費・居住費・その他」の食費と居住費の項目をご参照ください
特別食加算	76円	特別食提供の場合、治療食・嚥下調整食に関わらず1食につき